



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和2年8月5日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 柳原 政雄

賃金指導官 佐藤 博幸

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

秋田県最低賃金を時間額792円に

～ 秋田地方最低賃金審議会が2円の引上げを答申 ～

- 1 本日、秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の最低賃金額を現在の1時間790円から792円（引上げ額2円、引上げ率0.25%）に引き上げるよう秋田労働局長（甲斐 三照）に答申した。

なお、本年7月22日に中央最低賃金審議会は「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安」として「引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」と答申していた。

- 2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約3万2千）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約36万1千人）に適用される。
- 3 今後、異議申出手続などを経て、令和2年10月1日から発効の予定。
最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で1万1千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。